



組合員の皆様へ 肥料価格高騰対策のご案内



JA信州うえだでは、国及び長野県が実施する「肥料価格高騰対策事業」において、組合員の皆様が最大限活用し、農業経営の継続に向けて十分な支援が得られるよう、しっかりと伴走支援致します。



肥料価格高騰対策事業とは？

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む販売農業者の皆様の肥料費を支援する国及び長野県の事業です。

支援の対象者

化学肥料の使用量を **2割以上低減** に向けて取り組む **販売農業者**

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料（令和4年の秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料）が対象です。

なお、肥料とは、原則として「肥料法に基づく肥料」を対象としており、肥料の袋の裏にある「生産業者保証票」や「販売業者保証書」などが付いていれば対象となります。

※フレコンなどで購入された場合には、肥料法に基づく登録・届出がされていれば、購入先から別途書面が発行されますので、そちらをご確認ください。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その **7割を国が、1～3割を県が** 支援金として交付します。

県の支援割合は**化学肥料の削減割合**に応じて変わります。

県の支援割合	A 化学肥料2割削減に取り組む農業者	合計	8割支援
	B 信州の環境にやさしい農産物認証認定農業者	合計	9割支援
	C 有機農業実践者（有機JAS認証又は環境直払）	合計	10割支援

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\text{当年の肥料費} \div \left[\begin{array}{l} \text{価格上昇率} \\ \text{〔統計データを基に} \\ \text{3月頃に決定} \end{array} \right]} \div \text{使用量低減率} \right) \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{A 8割} \\ \text{or} \\ \text{B 9割} \\ \text{or} \\ \text{C 10割} \end{array} \right]$$

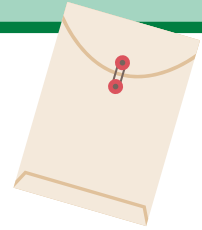
※ 対象期間中「国や地方公共団体からの肥料費に対する補助金」を交付されている場合、交付額が調整される場合があります。

※ 支援金交付の申請額が予算額を上回った等の場合、支援金は予算の範囲内の支払いとなります。

申請に必要なもの

次の3つがあれば申請できます。

- ① **「化学肥料低減計画書」**（様式 1-3 号）
→ 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと。（次頁参照）
- ② 昨年秋肥（令和4年6月～10月に注文）、本年春肥（令和4年11月～令和5年5月に注文）の購入価格がわかるもの。（**注文票** など）
- ③ **領収書** または **請求書**。



申請方法

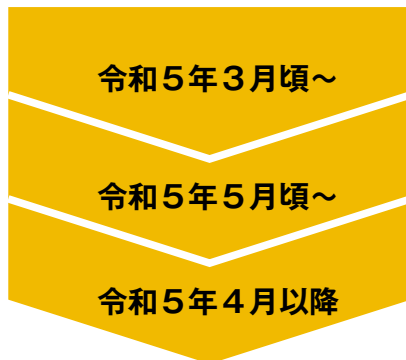
申請する意向がある組合員は、本申請の前にJAへ**「意向調査票」**の提出をお願い致します。提出いただいた方に対して、JAから本申請にかかる書類等を送付させていただきます。

なお、「意向調査票」は当JAホームページから印刷するか、**地区事業部営農課** 又は **営農技術員** へご相談ください。

スケジュール

今後のスケジュールの目安は、概ね以下のとおりです。（令和4年11月末現在）

※ 申請時期等は、現時点でのもので、今後の情勢により変更となる可能性があります。



国による価格上昇率の公表
農業者からJAへの申請

JAから農業者への支援金の交付

農業者からJAへの実績報告
（令和5年12月、令和6年12月頃）



留意事項

- ① **JA以外で購入された肥料** については、JAでは申請内容の精査が困難なため、その分については **別途、購入先から申請願います**。なお、その際は **重複申請としない** ようご留意下さい。
- ② JAから支援金振込時の **振込手数料** については、**農業者でご負担いただきます**。入金の際、支援金から振込手数料を控除致します。
- ③ 国の補助事業ですので会計検査の対象となります。
取組に関する **証拠書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、肥料購入の伝票、作業時の写真等）** は、**必ず令和10年度末まで保存** してください。





組合員の皆様に記入いただくもの



業務報告書 様式第 1-3 号

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

1. 実施する (してきた) 取組
2. 「令和4年度又は令和5年度以上」必要です。そのうち、**タ** または **チ** を必ず記入してください。(タまたはチを

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

● **2つ以上に〇が付けば OK** です。

(下記取組みメニュー一覧の**タとチ**は**1つでもOK**です)

● **これまで既に取り組んでいるものもカウント** できます。(その場合、1つ以上は、**新しい取組 または従来の取組の強化・拡大** (「◎」で記入) を含むようにしてください。**タとチは不要**)



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用 (下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用 (エとオ以外)		
キ 有機質肥料 (指定混合肥料等を含む) の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料 (単肥配合を含む) の利用		
サ 可変施肥機の利用 (ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥 (側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等) の利用		
ス 育苗箱 (ポット苗) 施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 ()		
タ 信州の環境にやさしい農産物認証		
チ 有機農業 (有機 JAS 認証または、環境保全型農業直接支払交付金の内有機農業に限る)		

私は、添付した領収書 (請求書) 等記載の肥料 (肥料費) について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名 (自署)

● **チェックと署名を忘れずに。**



(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類 (注文票等) と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類 (領収書等) または支払い義務が生じていることを示す書類 (請求書等) を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

シミュレーション

仮定) 化学肥料2割削減に取り組む(「土壌診断による施肥設計」及び「堆肥の利用」) 販売農業者で、対象期間の肥料購入費が100万円(税込)の場合

① 価格上昇率が1.3の場合の支援金額

$$(1,000,000 - (1,000,000 \div 1.3 \div 0.9)) \times 0.8 = 116,239 \text{ 円}$$

② 価格上昇率が1.4の場合の支援金額

$$(1,000,000 - (1,000,000 \div 1.4 \div 0.9)) \times 0.8 = 165,079 \text{ 円}$$

③ 価格上昇率が1.5の場合の支援金額

$$(1,000,000 - (1,000,000 \div 1.5 \div 0.9)) \times 0.8 = 207,407 \text{ 円}$$

※ 上記の価格上昇率はあくまでも目安です。いずれにも該当しない場合があります。

(正式には、令和5年3月頃に国によって決定されます。)



主なQ&A

(「肥料価格高騰対策のご案内(長野県作成)」より抜粋)

問 い	答 え
① 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。 選択された取組について、適切にフォローしていきます。
② 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年内に取り組んでいただければ結構です。 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。
③ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。
④ 支援を受けた後に義務はあるのですか。	<ul style="list-style-type: none"> 支援金を受けた後も減化学肥料栽培に取り組んでいただくことが条件です。 令和5年12月、令和6年12月の2回、実績報告書を提出していただきます。また、知事等から求められた場合、現地確認に応じていただきます。

お問い合わせ先



詳しくは、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

【制度内容に関する事項】

- ・ 上田農業農村支援センター 0268-25-7126

【申請方法に関する事項】

- ・ 東部地区事業部営農課 0268-62-3322
- ・ 上田東地区事業部営農課 0268-23-2343
- ・ 真田地区事業部営農課 0268-72-9030
- ・ 丸子地区事業部営農課 0268-43-2019
- ・ よだくぼ南部地区事業部営農課 0268-85-2480
- ・ 西部地区事業部営農課 0268-22-4799
- ・ 塩田地区事業部営農課 0268-38-3101
- ・ 菅平高原営農センター 0268-74-2545
- ・ 営農指導部 0268-22-0740
- ・ 営農経済部営農企画課 0268-23-4084

本申請を希望される方は
事前に「申請意向調査票」の提出を
お願いいたします。

